

教務委員会規程

制定 平成 15 年 11 月 26 日
改正 平成 26 年 3 月 31 日
令和 4 年 2 月 26 日
令和 4 年 3 月 31 日
令和 4 年 12 月 27 日
令和 5 年 2 月 22 日
令和 7 年 3 月 26 日

(趣旨)

第1条 この規程は、教務に関する事項を審議し、必要は業務を行うため、教授会規程第10条の規定に基づき、教授会に教務委員会(以下「委員会」という。)を置き、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会には、委員長を置き、副学長をもってあてる。

2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 委員長
- (2) 各学科から選出された教員各1名
- (3) その他、学長が必要と認める者

3 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。

4 委員長は、委員会を総理する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときには、補欠委員を選出する。その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

全学共通の学修指導及び業務の執行に関すること。

- (1) 学科目・単位数・必修選択の区分等の改定及び運用に関すること。
- (2) 特別講義等を含む教育計画の立案企画に関すること。
- (3) 授業時間割の編成及び七曜日表の作成に関すること。
- (4) 非常勤講師候補者の選定に関すること
- (5) その他必要な事項。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、審議結果について、速やかに教授会へ報告する。

- 2 委員は、審議結果について、常に所属長と協議し、審議結果を、遅滞なく所属する学科会議に報告する。

(事務処理)

第7条 委員会の庶務は、事務局が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 この規程の施行と同時に教務厚生委員会及びカリキュラム委員会は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。